

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

平成29年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、増税に伴う分は3億3,601万8千円でした。平成29年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	平成29年度決算額	一般財源額	充当交付金額
障がい福祉サービス事業	1,307,634	338,843	150,000
放課後児童健全育成事業	114,949	41,696	36,018
特定教育施設・保育施設入所事務	753,551	220,534	100,000
生活保護費	578,037	147,076	50,000
その他社会保障関係事業	5,126,009	3,503,365	0
計	7,880,180	4,251,514	336,018